

小美玉市 教育振興基本計画

〔 2018.4 ▶ 2028.3 〕

夢と希望を抱き
自らの明日を切り拓く人づくり



ごあいさつ

このたび、小美玉市における今後10年間の教育施策方針を、教育振興基本計画として策定いたしました。

10年後、小美玉市の教育をめぐる環境はどのようになっているでしょうか。今の私たちからは想像できないような情報ツールが登場し、子供たちが使いこなしているかも知れません。2019年の茨城国体、2020年の東京オリンピック・パラリンピックは、小美玉市においてもスポーツや生涯学習の機運を高めていることでしょう。同時に、豊かな自然環境とそれに育まれた地域の産業や伝統文化、人々のつながりは、10年後も大切に受け継がれているものと信じています。

一方、わが国の抱える少子高齢化の問題は、これから10年の小美玉市の教育においても重要な課題です。

こうした社会の変化に柔軟に対応し、また変化にあっても大切なものを見失わないためには、将来を見据えた方針をあらかじめ定めておくことが不可欠です。すでに国は教育振興基本計画を策定するとともに、学習指導要領の理念を「生きる力」とし、これからの社会を生き抜く子供たちの育成を図っています。茨城県も「いばらき教育プラン」を策定し、茨城らしさを取り入れた教育を展開しています。

小美玉市においても、全体計画として総合計画が策定され、「小中学校規模配置適正化実施計画」に沿った学校の配置適正化が進められてきました。さらにはこの計画と同時に「生涯学習推進計画」「スポーツ推進計画」が策定されます。これらの計画と整合性を図りながら、市の良さを生かし、市の抱える問題に対応した教育施策を推進していくため、この計画は策定されました。小さくても美しく輝く「ダイヤモンドシティ小美玉」を支える人づくりとしての教育に、この計画が生かされていくことを願います。

計画策定にあたりましては、市民の皆様をはじめ、関係諸団体の方々から多くのご意見をいただきました。また、教育基本計画審議会委員の皆様には、本計画の内容等につきまして慎重なる審議のうえ、貴重なご意見をいただきましたことを心より御礼申し上げます。

今後は、本計画に基づき、各教育施策を推進してまいりたいと考えておりますので一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年3月

小美玉市教育長 加瀬博正



小美玉市教育振興基本計画 目次

第1章 策定方針

1 計画策定の目的	2
2 計画の期間	2
3 計画の位置付け	2
4 計画の策定体制	3
5 計画策定にあたっての基本的考え方	3

第2章 教育を取り巻く概況

1 教育政策をめぐる動き	6
2 生涯学習社会、文化芸術政策をめぐる動き	13
3 スポーツ政策をめぐる動き	16
4 小美玉市の概況及び学校教育等の現状	20
5 「小美玉市教育振興基本計画」に係るアンケート調査結果まとめ	26

第3章 計画の基本方針

1 基本理念と3つの視点	32
2 基本方針	34
3 施策の体系	40

第4章 基本施策と基本方向

基本方針1 子供たちの自主性・自立性を培い、自ら学び、たくましく社会を生き抜く力を育みます。	44
基本方針2 確かな学力の定着を図るとともに活用する力を伸ばし、子供たち一人一人の可能性を広げます。	66
基本方針3 地域がもつ特色や実態に合わせたより良い学習環境をつくります。	80
基本方針4 生涯にわたる市民の学びや文化芸術活動を目指した学習環境をつくります。	91
基本方針5 生涯にわたる市民のスポーツ活動の活性化を目指したスポーツ環境をつくります。	110

第5章 計画の推進

1 推進体制	128
2 協働による計画の推進	128
3 進行管理	128
4 計画の改定・見直し	128

資料集

1 策定経緯	130
2 小美玉市教育振興基本計画審議会	132
3 小美玉市教育振興基本計画等策定委員会	134
4 諮問書	136
5 答申書	136

※本計画の表記では、基本的に「障がい」「子供」を使用します。例外として固有名詞及び出典元で使用している場合は、「障害」「子ども」の表記としています。

※本計画期間中に元号が変更となった場合は、西暦に読み替えるものとします。

※本計画に関連する法令・条例等の改正があった時は、改正後の条項に読み替えるものとします。